○那珂川市木造住宅耐震改修等工事費補助金交付要綱

|  |
| --- |
| (平成24年4月9日要綱第23号) |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| |  |  |  | | --- | --- | --- | | 改正 | 平成28年3月30日要綱第13号 | 平成29年6月5日要綱第46号 | | 平成30年6月27日要綱第31号 | 令和3年9月30日要綱第57号 | | --年--月--日要綱第--号 |  | |

|  |
| --- |
|  |

(目的)

第1条　この要綱は、木造住宅の性能向上改修又は建替え等（以下「性能向上改修等」という。）を実施するにあたり、これに要する費用の一部を補助することにより、その実施の促進をもって震災に強いまちづくり及び脱炭素社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条　この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　耐震診断　財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法の基準に基づき、建築士法(昭和25年法律第202号)第2条に規定する建築士が、住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。

(2)　性能向上改修工事　次に掲げる改修工事をいう。

ア　耐震改修工事　耐震診断の結果、木造住宅の上部構造評点が1.0未満のものについて、建物全体を1.0以上になるよう補強する工事又は1階部分を1.0以上になるよう補強する工事及びこれに伴う耐震設計(工事監理を含む。)をいう。

イ　省エネ改修工事　木造住宅の省エネ性能の向上が図られる改修工事（開口部、躯体等の断熱化工事、設備の効率化に係る工事）をいう。

(3)　建替え等　耐震診断の結果、木造住宅の上部構造評点が1.0未満のもの又は令和6年1月30日国住市第40号により示された「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」を活用し、倒壊の危険性があると判断したものを除却し、地震に対する安全性が確保された住宅を建築、賃借等により確保することをいう。

(4)　木造住宅　在来軸組構法、伝統的構法及び枠組み壁工法(ツーバイフォー工法をいう。)で建築された木造一戸建て住宅をいい、かつ、店舗等の用途を兼ねるものは、店舗等の用途に供する部分の床面積が、建物全体の床面積の2分の1未満のものをいう。

(5)　施工者　木造住宅の所有者又はその他市長が住宅の性能向上改修等が必要と認める者で、性能向上改修等工事を行うものをいう。

(補助対象者)

第3条　補助対象者は、前条第5号に規定する施工者であって、次の各号の要件すべてに該当する者とする。

(1)　本要綱に基づく補助金(以下「補助金」という。)の交付を過去に受けたことがないこと。

(2)　本市の市税を滞納していないこと。

(3)　建替え等に伴う除却工事の場合は、補助対象者が第5条に規定する補助対象住宅に現に居住していること。

(4)　那珂川市暴力団排除条例（平成22年条例第15号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員でない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者

2　前項第1号に該当する者については、前項の規定にかかわらず、市長は、施工者に特にやむを得ない事情があると認めるときは、当該施工者を補助対象者とすることができる。

(補助金の交付)

第4条　市長は、施工者に対し予算の範囲内において補助金を交付することができる。

(補助対象住宅)

第5条　補助金の交付対象となる木造住宅は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1)　市内に存在するもの

(2)　昭和56年5月31日以前に建築確認を得て建築したもの又は昭和56年5月31日以前に合法的に建築したもの(昭和56年6月1日以後に増築等を行ったものを含む。)

(3)　地階を除く階数が2以下のもの

(交付の対象とする費用)

第6条　補助金の交付の対象となる性能向上改修等工事（以下「補助事業」という。）の費用は、次に掲げる費用とする。

(1)　性能向上改修工事の場合　当該工事に要する費用のうち、補助対象住宅における住宅の用に供する部分の性能向上改修工事に要する費用

(2)　建替え等に伴う除却工事の場合　当該工事に要する費用のうち、補助対象住宅における住宅の用に供する部分の除却工事に要する費用

(補助金の交付額等)

第7条　補助金の額は、次に掲げる割合で算出した額の1,000円未満を切り捨てた額とする。

(1)　性能向上改修工事（耐震改修工事と省エネ改修工事を併せて行う場合に限る。）の場合　次のア及びイに掲げる額を合計した額。

ア　耐震改修工事を行う場合においては、当該耐震改修工事に要する費用の50パーセントに相当する額。ただし、1,000,000円を上限とする。

イ　省エネ改修工事を行う場合においては、当該省エネ工事に要する費用の25パーセントに相当する額。ただし、250,000円を上限とする。

(2)　性能向上改修工事（次条の協議において耐震改修工事のみを行うことが必要であると市長が認める場合に限る。）を行う場合　当該耐震改修工事に要する費用の50パーセントに相当する額。ただし、1,000,000円を上限とする。

(3)　建替え等に伴う除却工事の場合　当該工事に要する費用又は耐震改修工事に要する費用のいずれか低い方の額の23パーセントに相当する額。ただし、300,000円を上限とする。

(補助事業の事前協議)

第8条　補助金の交付を受けようとする施工者は、補助事業の実施に関する契約を締結する前に、当該補助事業について市長と必要な協議を行い、その内容について助言を受けなければならない。

(補助金の交付の申請)

第9条　補助金の交付を受けようとする施工者は、木造住宅耐震改修等工事費補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、市長に補助金の交付の申請をしなければならない。

(補助金の交付又は不交付の決定)

第10条　市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、交付又は不交付を決定しなければならない。

2　市長は、前項の規定により交付を決定したときは木造住宅耐震改修等工事費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、不交付を決定したときは木造住宅耐震改修等工事費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、施工者に通知しなければならない。

3　市長は、第1項の規定により交付決定する場合において必要があるときは、補助金の交付について条件を付すことができる。

(補助金交付申請の取り下げ)

第11条　施工者は、前条の規定による補助金交付決定の通知を受けたのち、事情により補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、速やかに木造住宅耐震改修等工事費補助金交付申請取下届(様式第4号)により市長に届け出なければならない。

2　前項の規定による木造住宅耐震改修等工事費補助金交付申請取下届の提出があったときは、市長は、当該補助金の交付の決定を取り消すものとする。

3　市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、速やかに木造住宅耐震改修等工事費補助金交付決定(一部・全部)取消通知書(様式第5号。以下「取消通知書」という。)により施工者に対して通知するものとする。

(補助事業の内容の変更)

第12条　施工者は、第10条の規定による補助金交付決定の通知を受けたのち、事情により補助事業の内容を変更するときは、速やかに木造住宅耐震改修等工事費補助金交付変更申請書(様式第6号)により市長に申請しなければならない。

2　前項の規定により補助事業の内容の変更を決定したときは、木造住宅耐震改修等工事費補助金交付変更通知書(様式第7号)を施工者に通知するものとする。

(補助事業の遂行)

第13条　施工者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、適切に補助事業を行わなければならない。

(検査)

第14条　市長は、必要と認める場合においては、補助事業の工程を指定し、検査を実施することができる。

2　市長は、当該補助事業が適切に行われていないと認める場合には、当該補助事業が適切に行われるよう施工者に指導するものとする。この場合において、施工者が指導に従わない場合は、補助金交付決定を取り消すことができる。

(実績報告)

第15条　施工者は、補助事業が完了したときは、速やかに木造住宅耐震改修等工事費補助金事業完了実績報告書(様式第8号)に関係書類を添えて市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第16条　市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、木造住宅耐震改修等工事費補助金額確定通知書(様式第9号)により当該施工者に通知しなければならない。

(補助金の請求)

第17条　前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた施工者は、木造住宅耐震改修等工事費補助金交付請求書(様式第10号)を市長に提出し、補助金交付の請求をするものとする。

(補助金の交付)

第18条　市長は、前条の規定に基づく補助金交付請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第19条　市長は、施工者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2)　補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3)　その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

2　前項の規定は、第16条に定める補助金の額の確定通知を行った後においても同様とする。

3　市長は、第1項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消したときは、取消通知書(様式第5号)により施工者に対し通知しなければならない。

(補助金の返還)

第20条　市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、木造住宅耐震改修等工事費補助金返還命令書(様式第11号)により期限を定めてその返還を命じることができる。

(書類の整備及び保存)

第21条　施工者は、補助金の使途に関する領収書その他の関係書類を整理し、補助金交付決定を受けた年度終了後5年間保存しなければならない。

(委任)

第22条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

(施行期日)

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附　則(平成28年3月30日要綱第13号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附　則(平成29年6月5日要綱第46号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

1　この要綱は、公布の日から施行する。

2　この要綱による改正後の那珂川町木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱第7条の規定は、この要綱の施行の日以後に交付決定を行った補助金の交付について適用し、同日前に交付決定を行った補助金の交付については、なお従前の例による。

附　則(平成30年6月27日要綱第31号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

(施行期日)

1　この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

2　この要綱による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

3　この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができるものとする。

附　則(令和3年9月30日要綱第57号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附　則(--年--月--日要綱第--号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号(第9条関係)

木造住宅耐震改修等工事費補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第2号(第10条関係)

木造住宅耐震改修等工事費補助金交付決定通知書

[別紙参照]

様式第3号(第10条関係)

木造住宅耐震改修等工事費補助金不交付決定通知書

[別紙参照]

様式第4号(第11条関係)

木造住宅耐震改修等工事費補助金交付申請取下届

[別紙参照]

様式第5号(第11条、第19条関係)

木造住宅耐震改修等工事費補助金交付決定（一部・全部）取消通知書

[別紙参照]

様式第6号(第12条関係)

木造住宅耐震改修等工事費補助金交付変更申請書

[別紙参照]

様式第7号(第12条関係)

木造住宅耐震改修等工事費補助金交付変更通知書

[別紙参照]

様式第8号(第15条関係)

木造住宅耐震改修等工事費補助金事業完了実績報告書

[別紙参照]

様式第9号(第16条関係)

木造住宅耐震改修等工事費補助金額確定通知書

[別紙参照]

様式第10号(第17条関係)

木造住宅耐震改修等工事費補助金交付請求書

[別紙参照]

様式第11号(第20条関係)

木造住宅耐震改修等工事費補助金返還命令書

[別紙参照]